

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

福岡市人事委員会委員長談話（令和5年9月1日）

1 本日、本委員会は、市議会及び市長に対して、市職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。

これは、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与決定に関する諸事情について総合的に検討を重ねた結果を踏まえて行ったものです。

2 本年の月例給については、市職員給与と民間給与の比較において、市職員給与が民間給与を3,188円（0.84%）下回る結果となりました。

本委員会はこの結果をもとに、本年の給与改定においてとるべき措置について慎重に検討を行い、月例給については、初任給を始め若年層に重点を置いた給料表の引き上げ改定を行うことが適当であると判断いたしました。

3 特別給（期末手当及び勤勉手当）については、市職員の支給月数（4.40月）が、市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合（4.51月分）を下回っていたことから、民間との均衡を図るため、年間で0.10月分引き上げ、4.50月分とすることが適当であると判断いたしました。

4 市議会及び市長に対しては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたしました。